国税庁からのお知らせ

# 確定申告書周畿に代えて

## 「確定申告のお知らせ」はがき

#### をお送りしています

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成 に必要な情報を記載したはがき(または封筒)です。

### 国税庁の取り組み

- ○近年、I C T (情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から 送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- ○このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の 送付に代えて、

### 「確定申告に必要な情報」 「e-Tax 等のご案内」

などを記載した「確定申告のお知らせ」 はがきをお送りしております。

- ●「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告 した人や各指導機関を通じて申告書を提出された人に お送りしています。
- ○ご理解とご協力をお願いいたします。

# ICTを利用して申告した人の割合

平成30年2月18日

~平成30年3月15日

平成30年 1 月 一平成30年 3 月31日 ※記述の第183年記載会議員しています。

查测特别还存收

料金铁納郵便

e-Ta:でも書面でも 作成3-7-は自動で計算!

平成30年分

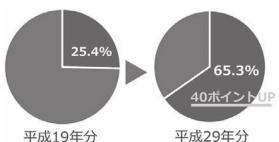
確定申告のお知らせ

国税 太郎 様

植物日 連根終税利用の

平成30年3月15日

草成30年3月31日 型成30年4月25日 はがきイメ



#### 確定申告用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付される人 (申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください)

前年の所得税または消費税の確定申告の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる人 で、翌年も申告が必要と見込まれる人※

	作成場所	作成方法	提出方法
1	自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	関税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e-Tax及び書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

- ※ 「翌年も申告が必要と見込まれる人」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書 の作成が必要な人、予定納税や公的年金等所得のある人のほか、消費税の課税事業者の人等をいいます。
  - なお、自宅で手書き作成した申告書を提出された人など、「確定申告のお知らせ」はがきの送付対象に該当 しない人で、翌年も申告が必要と見込まれる人に対しては、確定申告書用紙を送付しています。
- ※ 所得税または消費税の申告を、自宅等からe-Taxにより送信された人(各申告会場や指導会場において本人 の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された人を含む)や、税理士に依頼して作成・提出された人は、お 知らせはがきが送付されません。

e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照 ください。